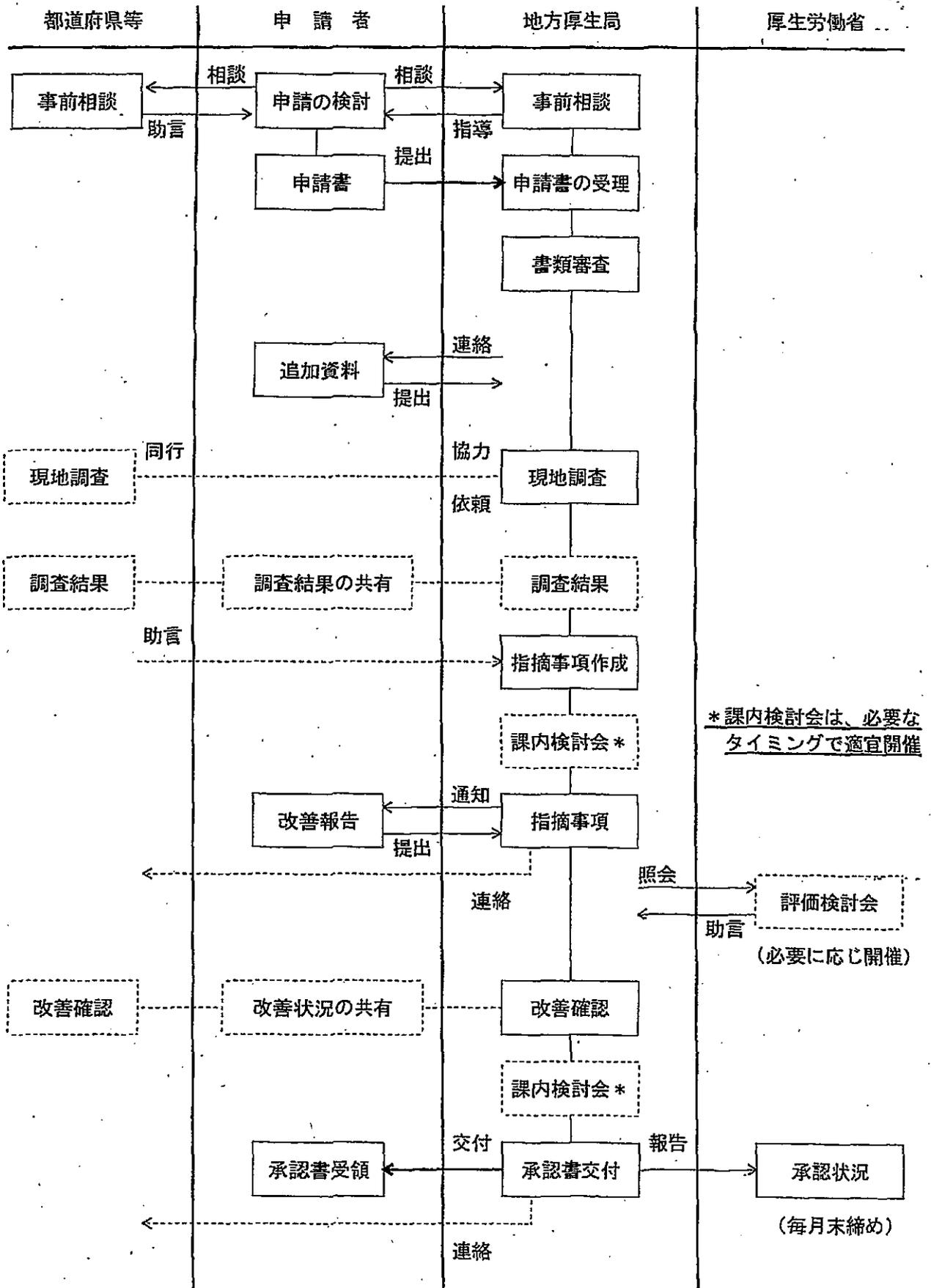


【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

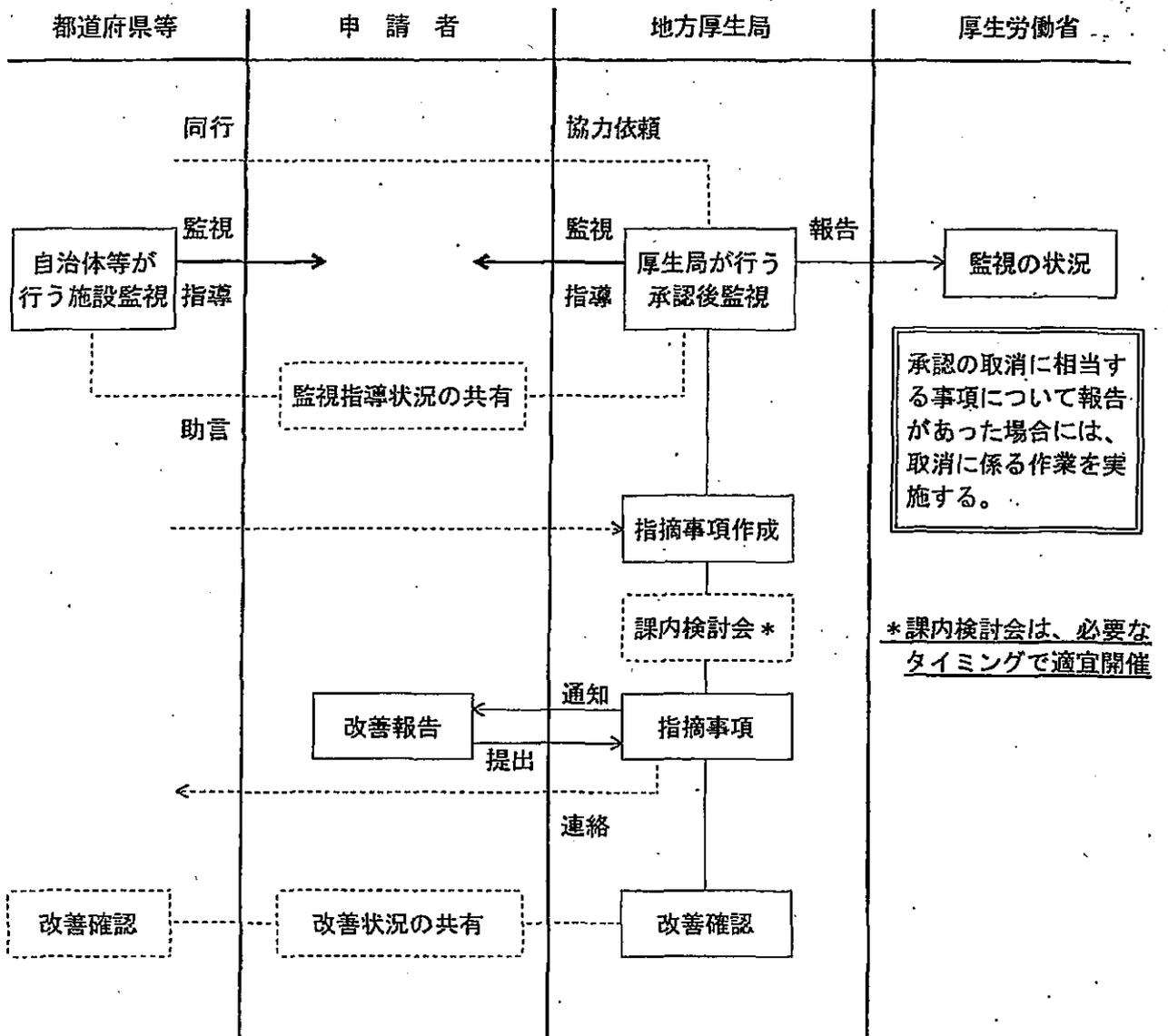
<p>事務・権限の概要</p>	<p>【目的】 製造・加工技術、衛生管理の高度化に対応するため、厚生労働大臣による個別承認制度を設け、規制の弾力化を図ることにより、多様な食品の製造・加工を可能とすること。また、HACCP手法を取り入れていることが承認の要件となっており、我が国における食品の衛生管理の向上のため、HACCP手法の普及を促進すること。</p> <p>【根拠条文】 食品衛生法第 13 条、第 14 条</p> <p>【業務内容】 ・総合衛生管理製造過程による製造、加工の承認 ・総合衛生管理製造過程に関する変更の承認 ・総合衛生管理製造過程の取消に関する本省への報告 ・総合衛生管理製造過程の更新の承認 ・総合衛生管理製造過程承認施設の立入及び指導等に関する事項</p>
<p>予算の状況 (単位:百万円)</p>	<p>食品衛生の試験検査等に必要経費 28 百万円の内数(平成 22 年度予算)</p>
<p>関係職員数</p>	<p>46 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)</p>
<p>事務量 (アウトプット)</p>	<p>1. 総合衛生管理製造過程承認施設数 H19 572 件 H20 559 件 H21 564 件</p> <p>2. 新規承認件数 H19 23 件 H20 18 件 H21 31 件</p> <p>3. 変更承認件数 H19 73 件 H20 53 件 H21 29 件</p> <p>4. 更新承認件数 H19 217 件 H20 303 件 H21 86 件</p> <p>5. 承認施設の立入調査 H19 532 件 H20 497 件 H21 565 件</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>全国知事会「出先機関原則廃止 P T 最終報告」：地方へ移譲</p> <p>「公開討議の概要」 ・食品衛生業務については、農林部門との連携が必要であり、地方自治体にゆだねることが適切。 ・食品の問題については、都道府県に一元化した方が、相談を含めより専門的・効果的に実施できる。 ・食品の輸出入に関する事務は国に残す事務としている。</p>
<p>その他各方面の意見</p>	<p>特区構想に伴う北海道からの総合衛生管理製造過程制度の知事への権限移譲の提案に対する意見（日本食品衛生協会、日本乳業協会、日本食肉加工協会）（平成 17 年 8 月 3 日）</p> <p>北海道知事から道州制特区構想にともなう食品衛生法第 13 条の総合衛生管理製造過程承認制度に関する権限移譲の提案がなされています。この提案には、総合衛生管理製造過程承認制度の対象食品のほとんどが全国的に広域流通していることから、国が責任を持って対応すべきです。</p> <p>そのためには国の機関である厚生局が全国レベルの視点に立ち、全国一律の運用により承認に関する一連の事務を実施している現行の厚生労働大臣による承認制度を維持する方が、食の安全を確保するために重要かつ必須であり、この提案に同意することはできません。</p>
<p>既往の政府方針等</p>	

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>A - a (一部 C - b)</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合衛生管理製造過程の承認等に係る業務は、次の業務を除き、地方に移譲する。 (※1) ① 海外施設の承認 輸入に関する事務であるため、国において実施する。 ② 総合衛生管理製造過程における例外承認(※2) 製造基準を定める際と同程度の内閣府食品安全委員会でのリスク評価等、科学的・技術的な審議が必要であり、これらの的確な執行体制の整備が不可欠であるため、国において実施する。(地域主権戦略大綱 第4の2(3)の(注)④に該当) なお、これらの事務については、高度な専門性を要するため、本省において実施する。 ・ 総合衛生管理製造過程の承認制度は我が国における食品の衛生管理の向上に加え、国際的な動向を踏まえ、HACCP手法(※3)の普及を政策的に促進する観点から導入されたものである。この趣旨を踏まえ、各自治体はその普及について積極的に促進することが求められる。 <p>※1：当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p> <p>※2：総合衛生管理製造過程の承認は、国が定める製造基準の例外を承認することが可能。</p> <p>※3：食品の原料の受入れから製造・出荷までのすべての行程において危害の発生を防止するための重点ポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法であり、食品の製造・加工工程における衛生管理のグローバルスタンダードである。</p>
<p>備考</p>	

総合衛生管理製造過程承認審査等の流れ（新規、変更、更新）



承認施設の監視の流れ



事務・権限概要シート

		出先機関名：地方厚生（支）局	整理番号（27）
事務・権限概要シート（個票）			
自己仕分けの際の事務・権限名	指定検査機関の指定等 （食鳥検査法の指定検査機関）		

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○指定検査機関の指定等 （具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定検査機関の指定 ・指定検査機関の役員又は検査員の解任の命令 ・指定検査機関の役員の選任又は解任の認可 ・指定検査機関の業務規定の認可 ・指定検査機関事業計画等の認可 ・指定検査機関に対する監督命令 ・指定検査機関の業務の休廃止の許可 ・指定検査機関の指定の取消し及び食鳥検査業務の停止 ・指定検査機関の立入及び指導等 <p>（留意点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定検査機関と食鳥処理場の管轄自治体が異なる場合があることに留意が必要であり、さらに制度上の設計につき検討を要する。検討の際には、指定及び委任の制度についても見直しをおこなう。 <p>（例：指定検査機関は全国に16カ所しかない。そのため、指定検査機関を管轄する自治体は、域外の自治体が委任した食鳥処理場の検査についても事務（指定検査機関が検査を適正に行っているかの監督等）に当たる必要がある。）</p>
予算の状況 （単位：百万円）	食品衛生の試験検査等に必要経費 28百万円(平成22年度予算)
関係職員数	46人の内数(平成22年7月1日現在)
事務量（アウトプット）	<p>1. 指定検査機関数 H19 18機関 H20 17機関 H21 16機関</p> <p>2. 新規登録件数 H19 0機関 H20 0機関 H21 0機関</p> <p>3. 事業計画の認可件数 H19 18機関 H20 17機関 H21 16機関</p>
備考	

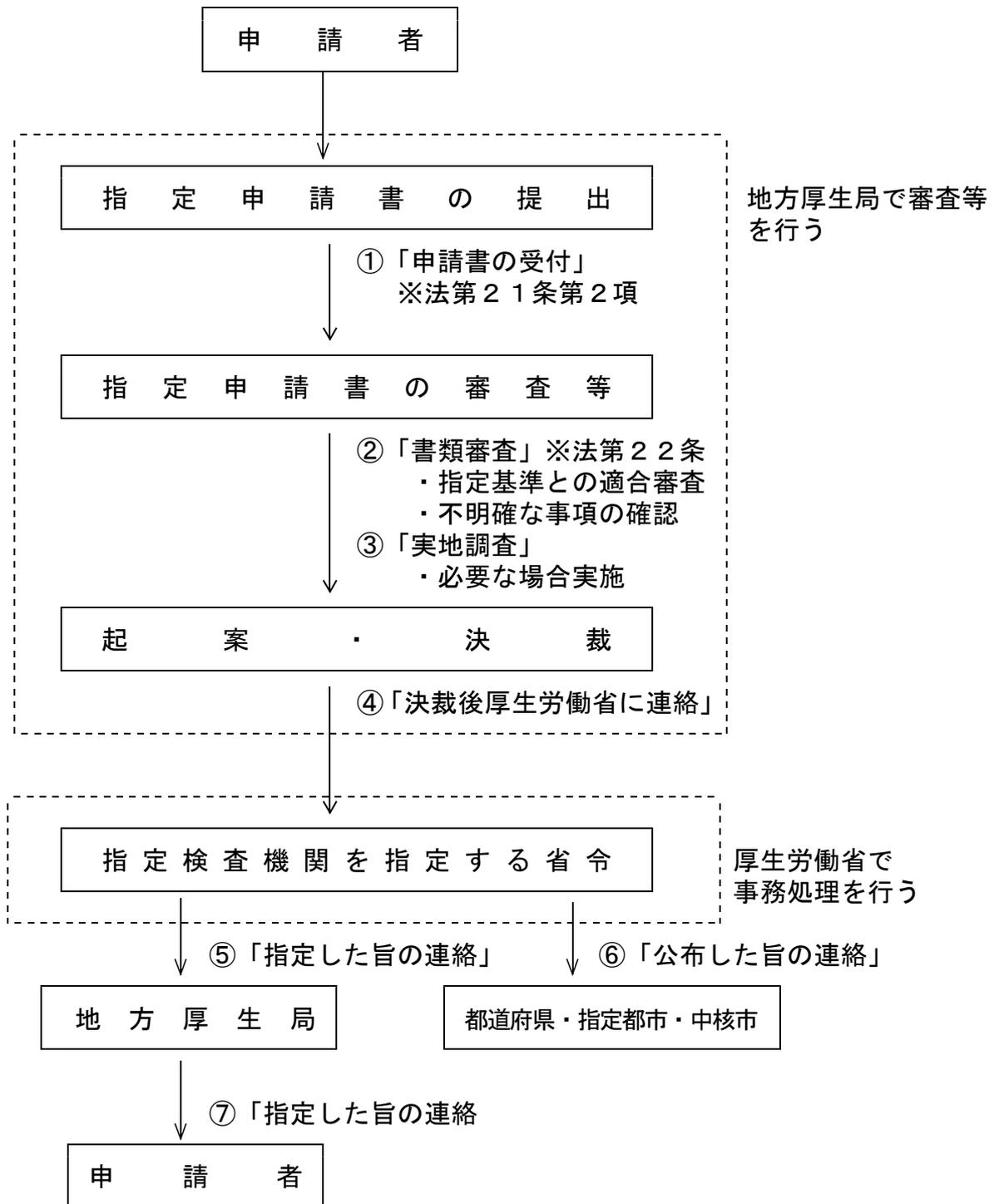
【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>【目的】</p> <p>食鳥検査の全部又は一部を行わせる者を指定することにより、食鳥検査の適正かつ確実な実施を担保し、衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ること。</p>
----------	--

	<p>【根拠法令】 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 21 条～第 35 条</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定検査機関の指定 ・ 指定検査機関の役員又は検査員の解任の命令 ・ 指定検査機関の役員の選任又は解任の認可 ・ 指定検査機関の業務規定の認可 ・ 指定検査機関事業計画等の認可 ・ 指定検査機関に対する監督命令 ・ 指定検査機関の業務の休廃止の許可 ・ 指定検査機関の指定の取消し及び食鳥検査業務の停止 ・ 指定検査機関の立入及び指導等
予算の状況 (単位:百万円)	食品衛生の試験検査等に必要経費 28 百万円(平成 22 年度予算)
関係職員数	46 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量 (アウト プット)	<p>1. 指定検査機関数 H19 18 機関 H20 17 機関 H21 16 機関</p> <p>2. 新規登録件数 H19 0 機関 H20 0 機関 H21 0 機関</p> <p>2. 事業計画の認可件数 H19 18 機関 H20 17 機関 H21 16 機関</p>
地方側の意見	<p>「全国知事会 出先機関原則廃止 P T 最終報告」: 地方へ移譲</p> <p>「公開討議の概要」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生業務については、農林部門との連携が必要であり、地方自治体にゆだねることが適切。 ・ 食品の問題については、都道府県に一元化した方が、相談を含めより専門的・効果的に実施できる。 ・ 食品の輸出入に関する事務は国に残す事務としている。
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">A - a</div>	<p>・ 食鳥の指定検査機関は、国内に流通する食鳥の検査を行っている。その指定の基準は全国統一的に定められているため、指定権限を地方に移譲することとする。</p> <p>・ この場合、指定検査機関と食鳥処理場の管轄自治体が異なる場合があることに留意が必要であり、さらに制度上の設計につき検討を要する。 (例: 指定検査機関は全国に 16 カ所しかない。そのため、指定検査機関を管轄する自治体は、域外の自治体が委任した食鳥処理場の検査についても事務(指定検査機関が検査を適正に行っているかの監督等)に当たる必要がある。)</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
備考	

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の規定
に基づく指定検査機関の指定業務の手順

※法＝食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律



事務・権限概要シート

出先機関名：地方厚生（支）局 整理番号（ 28 ）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令
----------------	---------------------------

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>健康増進法において、食品として販売に供される物に関して、健康の保持増進の効果等について、著しく事実に相違又は著しく人を誤認させる広告を禁止しており（法 § 32 の 2）、これに違反して表示した者がある場合において、国（消費者庁長官・地方厚生局長）が勧告（法 § 32 の 3(1)）、命令（法 § 32 の 3(2)）を行うことができるとされている。</p> <p>具体的には、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがある場合、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告を行うことができ、さらに、正当な理由なく、勧告に係る措置をとらなかった場合、その者に対し当該勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	食品の安全対策等に必要経費 2百万円の内数（平成 22 年度予算）
関係職員数	46 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）
事務量（アウトプット）	<p>1. 相談及び指導件数 H19 434 件 H20 315 件 H21 201 件</p> <p>2. 立入検査件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件</p> <p>3. 収去件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件</p> <p>4. 勧告件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件</p>
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	健康増進法においては、食品として販売に供される物に関して、健康の保持増進の効果等について、著しく事実に相違又は著しく人を誤認させる広告を禁止しており（法 § 32 の 2）、これに違反して表示した者がある場合において、国（消費者庁長官・地方厚生局長）が勧告（法 § 32 の 3(1)）、命令（法 § 32 の 3(2)）を行うことができるとされている。
----------	---

予算の状況 (単位:百万円)	食品の安全対策等に必要経費 2百万円の内数(平成22年度予算)
関係職員数	46人の内数(平成22年7月1日現在)
事務量 (アウトプット)	1. 相談及び指導件数 H19 434件 H20 315件 H21 201件 2. 立入検査件数 H19 0件 H20 0件 H21 0件 3. 収去件数 H19 0件 H20 0件 H21 0件 4. 勧告件数 H19 0件 H20 0件 H21 0件
地方側の意見	全国知事会 国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム 平成22年3月23日「国の出先機関の原則廃止に向けて 中間報告」において、「健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令」は「地方に移管」とされている。
その他各方面の意見	—
既往の政府方針等	地方分権改革推進委員会 平成20年12月8日 第2次勧告において、「健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令」については、「一の都道府県内等にのみ事業所等がある者に対する勧告の権限を、都道府県等に付与する。」とされている。
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">A - a</div>	<p>○ 地方厚生局が行っている当該事務・権限を地方自治体への移譲することにより、地方自治体において、より一層効果的に監視・執行を行うことが可能となり、もって、健康食品等の虚偽・誇大広告等の適正化の推進が図られるものと評価されることから、当該事務・権限について、全国一律・一斉に移譲するものとして、地方自治体へ移譲することとする。</p> <p>○ 一方で、今回の対象外とされている本府省の事務・権限に関しては、消費者の利益の擁護や国民の健康増進に係る施策について、今後とも、国が責任を持って推進していく必要があり、消費者の利益の擁護等に関して特に必要とあると認められる場合にあっては、国が直接勧告・命令を行うことができるよう、引き続き、本府省(消費者庁長官)の権限・事務を存置する必要があると考える。</p> <p>○ また、当該事務・権限の移譲先の実施体制として、都道府県等単位のほか、自治体間連携や広域連合などの仕組みを検討することとされている。実施体制の在り方によって、実効的な監視・執行に大きく影響を与えられることが考えられるため、実施体制の在り方の検討に当たっては、別途、意見照会を行っていただくようお願いする。</p> <p>○ 当該事務を廃止することにより国民の健康増進に大きく支障をきたすことは明らかであり、当該事務を廃止することは不可能である。また、行政処分といった公権力の行使を民営化することは全く馴染まない。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
備考	

事務・権限概要シート

		出先機関名：地方厚生(支)局	整理番号 (34)
事務・権限概要シート (個票)			
自己仕分けの際の事務・権限名	医療監視 (特定機能病院の指導監督及び緊急時における医療監視)		

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲する事務・権限名)</p> <p>○特定機能病院の報告徴収・立入検査 (医療法第 25 条第 3 項及び第 4 項)</p> <p>○緊急時における報告徴収・立入検査 (医療法第 71 条の 3)</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>立入検査として、以下を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療安全に関する事項、 ・院内感染対策に関する事項、 ・医薬品の安全管理体制に関する事項、 ・医療機器の保守点検・安全使用に関する事項、 ・血液製剤・輸血にかかる管理体制、 ・職員健康診断に関する事項 等 <p>(留意点)</p> <p>○特定機能病院に対する指導監督については、特定機能病院の特殊性にかんがみ、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①指導監督の実施基準は国が策定すること ②都道府県が実施した特定機能病院に対する指導監督に係る情報については、国に対して報告を行うこと ③国は、必要があると認めるときは、都道府県に対して、特定機能病院に指導監督を行うことを指示することができること <p>等により、特定機能病院に対する適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある特定機能病院の指導監督の権限を都道府県に移譲することは可能である。</p> <p>○緊急時における病院等に対する立入検査等については、そもそも都道府県に病院等に対する立入検査等の権限がある中で、緊急時には国も立入検査等を行うことができることとするものであるが、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①国は、国民の健康を守るため緊急の必要があると認めるときは、都道府県に対して、病院等に立入検査等を行うことを指示することができること ②国の指示により都道府県が実施した病院等に対する立入検査等に係る情報については、国に対して報告を行うこと <p>等により、緊急時において、病院等に対する適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある緊急時における病院等の立入検査等の権限を都道府県に移譲することは可能である。</p>
予算の状況 (単位:百万円)	監視監査指導等経費の内数 38百万円 (平成 22 年度予算)

関係職員数	104 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量(アウト プット)	1. 特定機能病院数 H19 82 H20 83 H21 83 2. 立入検査実施件数 H19 82 件 H20 83 件 H21 83 件
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>【目的】 特定機能病院について、医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査し、不適正な場合は指導等を通じ改善を図ることにより、良質で適正な医療を行う場にふさわしいものとする事。</p> <p>また、国民の健康を守るため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合は、国において、病院等からの必要な報告徴収、立入検査等を行うことができる。</p> <p>【根拠法令】 医療法第 25 条第 3 項及び第 4 項及び第 71 条の 3</p> <p>【関係する計画・通知等】 特定機能病院の立入検査業務実施要領（医政指発 0420 第 3 号）</p> <p>【具体的な業務内容】 医療法第 25 条第 3 項に伴う立入検査業務として、①医療安全に関する事項、②院内感染対策に関する事項、③医薬品の安全管理体制に関する事項、④医療機器の保守点検・安全使用に関する事項、⑤血液製剤・輸血にかかる管理体制、⑥職員健康診断に関する事項等。</p>
予算の状況 (単位：百万円)	監視監査指導等経費の内数 38 百万円（平成 22 年度予算）
関係職員数	104 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量(アウト プット)	1. 特定機能病院数 H19 82 H20 83 H21 83 2. 立入検査実施件数 H19 82 件 H20 83 件 H21 83 件
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止 P T の最終報告：地方へ移譲
その他各方面の 意見	—
既往の政府方針 等	—
自己仕分け 【仕分け結果】 A-a	<p>特定機能病院に対する指導監督については、特定機能病院の特殊性にかんがみ、</p> <p>① 指導監督の実施基準は国が策定すること</p> <p>② 都道府県が実施した特定機能病院に対する指導監督に係る情報については、国に対して報告を行うこと</p> <p>③ 国は、必要があると認めるときは、都道府県に対して、特定機能病院に指導監督を行うことを指示することができること</p> <p>等により、特定機能病院に対する適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある特定機能病院の指導監督の権限を都道府県に移譲することは可能である。</p>

	<p>緊急時における病院等に対する立入検査等については、そもそも都道府県に病院等に対する立入検査等の権限がある中で、緊急時には国も立入検査等を行うことができることとするものであるが、</p> <p>① 国は、国民の健康を守るため緊急の必要があると認めるときは、都道府県に対して、病院等に立入検査等を行うことを指示することができること</p> <p>② 国の指示により都道府県が実施した病院等に対する立入検査等に係る情報については、国に対して報告を行うこと</p> <p>等により、緊急時において、病院等に対する適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある緊急時における病院等の立入検査等の権限を都道府県に移譲することは可能である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名：地方厚生（支）局 整理番号（ 35 ）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	介護保険・サービスに関する指導
----------------	-----------------

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○介護保険・サービスに関する指導</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村（指定都市・中核市を除く。）が行う介護サービス事業所の指定及び指導監督事務並びに保険事務、認定事務等に関する指導 ・市町村（指定都市・中核市を除く。）との合同による地域密着型サービス事業者等に対する実地指導 ・国民の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認める場合に行う特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設等に対する監査等 ・事業所が複数都道府県にまたがって所在する場合の業務管理体制に関する事業者からの届出の受理及び検査の実施（※） ・市町村が行う業務管理体制事務に関する指導 <p>（留意点）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 適正な介護保険制度運営の確保の観点から、都道府県において、市町村に対する適時適切な指導が実施可能となるよう、介護保険制度を熟知した人員体制及び予算を確保することが必要。 ② ※については、人員体制を確保するとともに、介護サービス事業所を全国展開している事業者に対して、関係都道府県の役割分担を明確にするなど緊密に連携し、支障なく適正かつ効率的に事務が実施される体制を築く必要がある。なお、関係都道府県の役割分担を明確にするにあたり、介護サービス事業者の事務負担が過重にならないよう、配慮する必要がある。 また、本業務は、広域的に行うことが必要であり、必ずしも一つの地方厚生局の範囲に収まるものでもないため、移譲にあたっては全国一律での対応が必要。 ③ 介護保険制度の適正な運営及び利用者保護の観点から、緊急時又は全国規模の問題等が生じた場合など、国が必要と認めるときは、権限移譲後においても、国による総合調整等が実施可能となるよう関係法令に規定する必要がある。 ④ 介護保険関係法令に、上記①～③を確実に担保するためにも、各都道府県並びに市区町村の権限の範囲や相互連携等に係る諸規定の整備が不可欠となる。
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等経費（平成 22 年度予算） 38 百万円の内数
関係職員数	24 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）
事務量（アウトプット）	1. 介護保険者に対する実地指導件数 H19 174 件 H20 191 件 H21 144 件 2. 介護サービス事業者等に対する実地指導件数 H19 183 件 H20 193 件 H21 144 件
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>① 市町村（指定都市・中核市を除く。以下同じ。）が行う介護サービス事業所の指定及び指導監督事務並びに保険事務、認定事務等に関する指導 ② 市町村との合同による地域密着型サービス事業者等に対する実地指導 ③ 国民の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認める場合に行う特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設等に対する監査等 ④ 事業所が複数都道府県にまたがって所在する場合（3以上の厚生局の区域にまたがっている場合を除く）の業務管理体制に関する事業者からの届出の受理及び検査の実施 ⑤ 市町村が行う業務管理体制事務に関する指導</p>
<p>予算の状況 （単位：百万円）</p>	<p>監視監査指導等経費（平成 22 年度予算） 38 百万円の内数</p>
<p>関係職員数</p>	<p>24 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）</p>
<p>事務量（アウトプット）</p>	<p>1. 介護保険者に対する実地指導件数 H19 174 件 H20 191 件 H21 144 件 2. 介護サービス事業者等に対する実地指導件数 H19 183 件 H20 193 件 H21 144 件</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>・全国知事会 出先機関原則廃止 P T の最終報告：地方へ移譲</p>
<p>その他各方面の意見</p>	<p>介護事業運営の適正化に関する有識者会議（平成 19 年）、社会保障審議会介護給付費分科会（平成 19 年）、社会保障審議会介護保険部会（平成 20 年 2 月）等において、自治体の実地指導・監査にバラツキが見られるため、監査・指導業務の標準化を図るよう指摘されている。</p>
<p>既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>A - a</p> </div>	<p>地方厚生局が行う介護保険・サービスに関する指導に係る業務については、下記の留意点が確実に担保されるのであれば、地方自治体へ移譲（全国一律・一斉に移譲するもの）とすることは可能である。</p> <p>なお、地方自治体には介護サービス事業者に対する監督権限が付与されており、国の権限を移譲しなくても、既に介護サービス事業所に対する指導・監督は自治体が行っているところである。</p> <p>〈留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が行う介護サービス事業所の指導監督事務等に関する指導については、適正な制度運営の確保の観点から、都道府県において、市町村に対する適時適切な指導が実施可能となるよう、介護保険制度を熟知した人員体制及び予算を確保すること。 ○ 事業所が複数都道府県にまたがって所在する場合の業務管理体制に関する事業者からの届出の受理及び検査の実施、都道府県・市町村が行う業務管理体制事務に関する指導については、人員体制を確保するとともに、介護サービス事業所を全国展開している事業者に対して、関係都道府県の役割分担を明確にするなど緊密に連携し、支障なく適正かつ効率的に事務が実施されるようにする必要があること。 ○ 移譲にあたり各業務について、制度の適正運営及び利用者保護の観点から、緊急時又はコムスンのような全国規模の問題等が生じた場合など、国が必要と認めるときは、業務権限移譲後においても、総合調整等が実施可能となるよう

	<p>関係法令に規定する必要があること。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名：地方厚生（支）局 整理番号（ 43 ）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	消費生活協同組合の検査指導
----------------	---------------

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○消費生活協同組合の検査指導</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>消費生活協同組合が法令等を遵守しているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、業務・会計の状況に関し、報告徴収や検査等を行うとともに、消費生活協同組合が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められるときは、必要な措置を採るべき旨や業務の停止等を命じることができる。具体的には以下の事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活協同組合に対する報告徴収 ・消費生活協同組合に対する資料提出の要求 ・消費生活協同組合に対する検査 ・消費生活協同組合に対する措置命令 等
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等費 38百万円の内数(平成22年度予算)
関係職員数	43人の内数(平成22年7月1日現在)
事務量（アウト プット）	・立入検査件数 H19 9件 H20 10件 H21 22件
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>消費生活協同組合が法令等を遵守しているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、業務・会計の状況に関し、報告徴収や検査等を行うとともに、消費生活協同組合が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められるときは、必要な措置を採るべき旨や業務の停止等を命じることができる。具体的には以下の事務を行っている。</p> <p>（具体的な業務内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活協同組合に対する報告徴収 ・消費生活協同組合に対する資料提出の要求 ・消費生活協同組合に対する検査 ・消費生活協同組合に対する措置命令 等 <p>（関係する法令・通知）</p> <p>○消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第92条の2、第93条、第93条の</p>
----------	--

	<p>2、第93条の3、第94条、第94条の2、第95条、第96条等</p> <p>○消費生活協同組合に対する検査の実施について（平成20年9月3日社援発第0903013号）</p> <p>○共済事業実施組合に係る検査マニュアルの策定について（平成20年9月3日社援発第0903011号）</p>
<p>予算の状況 （単位：百万円）</p>	<p>監視監査指導等費 38百万円の内数（平成22年度予算）</p>
<p>関係職員数</p>	<p>43人の内数（平成22年7月1日現在）</p>
<p>事務量（アウト プット）</p>	<p>・立入検査件数 H19 9件 H20 10件 H21 22件</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲</p>
<p>その他各方面の 意見</p>	<p>—</p>
<p>既往の政府方針 等</p>	<p>—</p>
<p>自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">A - a</div></p>	<p>・事業を複数の都道府県で展開している生協の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある生協の指導監督の権限を都道府県に移譲することは可能である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限概要シート

出先機関名：地方厚生（支）局		整理番号（44）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの 際の事務・権限 名	社会福祉法人の指導監査	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分け で移譲する と整理した 事務・権限 の具体的な 内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○社会福祉法人の指導監査</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>社会福祉法人が法令等を遵守しているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、業務・会計の状況に関し、報告徴収や検査等を行うとともに、社会福祉法人が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められるときは、必要な措置を採るべき旨や業務の停止等を命じることができる。具体的な業務は以下の事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人に対する報告徴収、検査及び業務停止命令等（第56条1～3項） ・社会福祉法人の解散命令（第56条第4項） ・公益事業又は収益事業の停止命令（第57条） <p style="text-align: right;">等</p> <p>（留意点）</p> <p>2以上の都道府県の区域にわたる社会福祉法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監査事務が実施されることが必要。</p>
予算の状況 （単位：百万 円）	監視監査指導等費 38百万円の内数（平成22年度予算）
関係職員数	24人の内数（平成22年7月1日現在）
事務量（ア ウトプッ ト）	・社会福祉法人に対する指導監査 H19 35件 H20 53件 H21 79件
備考	—

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>社会福祉法人が法令等を遵守しているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、業務・会計の状況に関し、報告徴収や検査等を行うとともに、社会福祉法人が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められるときは、必要な措置を採るべき旨や業務の停止等を命じることができる。具体的な業務は以下の事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人に対する報告徴収及び検査 ・社会福祉法人に対する命令 ・社会福祉法人に対する業務停止命令等 ・社会福祉法人の解散命令 ・社会福祉法人の公益事業・収益事業の停止命令 等 <p>(関係する法令・通知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 56 条、第 57 条 ○社会福祉法人指導監査要綱の制定について（平成 13 年 7 月 23 日雇児発第 487 号・社援発第 1274 号・老発第 273 号） ○社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査の徹底について（平成 13 年 7 月 23 日雇児発第 488 号・社援発第 1275 号・老発第 274 号）
<p>予算の状況 (単位:百万円)</p>	<p>監視監査指導等費 38 百万円の内数(平成 22 年度予算)</p>
<p>関係職員数</p>	<p>24 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)</p>
<p>事務量(アウト プット)</p>	<p>・社会福祉法人に対する指導監査 H19 35 件 H20 53 件 H21 79 件</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲</p>
<p>その他各方面 の意見</p>	<p>—</p>
<p>既往の政府方 針等</p>	<p>—</p>
<p>自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">A - a</div></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、地方厚生局が所掌している社会福祉法人の指導監督に係る事務・権限について、当該法人の主たる事務所がある都道府県等に委譲する。 ・ただし、社会福祉法人の指導監督は、社会福祉事業の利用者に悪影響が及ばないよう、確実・適切に実施されなければならない、権限委譲されるすべての都道府県等において、必要かつ十分な体制が整備され、実効ある法人監査及びそれを踏まえた適切な処分等が可能となることが担保される必要がある。 ・そのため、権限の委譲に当たっては、必要な人員の配置や十分な予算措置の確保、地方厚生局からの適切な引継等、権限の委譲が都道府県等の負担とならないための措置が必要である。 <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>

事務・権限概要シート

出先機関名：地方農政局等

整理番号（ 1 2 ）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名

農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容

（移譲する事務・権限名）

農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務
 ※ 農産物検査を行う区域が一都道府県域内である登録検査機関の登録、都道府県域内の関係業者等に対する立入調査等の業務について、都道府県へ権限を移譲・付与

（具体的な内容）

【移譲する業務】

農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する以下の業務であって、農産物検査を行う区域が一都道府県域内である登録検査機関の登録、都道府県域内の関係業者等に対する立入調査等の業務について、都道府県へ権限を移譲・付与する。

- ・登録検査機関の登録・更新（法第 17 条から法第 19 条まで及び法第 21 条）
- ・登録検査機関からの農産物検査結果の報告の受理（法第 20 条第 3 項）
- ・農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者、登録検査機関等に対する立入調査等（法第 30 条、法第 31 条）
- ・登録検査機関に対する適合命令、改善命令、登録の取消し等（法第 22 条から法第 24 条まで及び法第 32 条）
- ・農産物検査の受検者の不正受検に対する処置（法第 16 条）
- ・農産物検査に係る申出の受理及び措置（法第 33 条）

【具体的な業務内容】

移譲する業務の具体的な内容はそれぞれ次のとおり。（別添参照）

- ① 農産物の登録検査機関に関する登録等の業務
 - ・登録検査機関の登録・更新（5 年ごと）・変更の登録
- ② 農産物検査の適正な実施を確保するための監視業務
 - ・農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者、登録検査機関等に対する立入調査等
 - ・登録検査機関に対する適合命令、改善命令、登録の取消し等

【移譲に当たっての条件等】

1 並行権限

都道府県域内の農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者、登録検査機関等に対する立入調査等については、国の並行権限を残すこととする。

2 関係法規、人材等の整備

移譲に当たっては、農産物検査法その他の関係法規の改正や農産物検査の専門知識を要する者の確保・育成が必要。

関係法の改正は一括法で行われる必要。